



インベスコ 世界厳選株式オープン

<為替ヘッジあり> (年1回決算型) / <為替ヘッジなし> (年1回決算型)

愛称：世界のベスト

追加型投信 / 内外 / 株式



- 本書は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 13 条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの販売会社、基準価額等は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

- 委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 306 号

照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100
（受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）
ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

- 受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

インベスコ・アセット・マネジメント

＜商品分類＞			＜属性区分＞				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ※
追加型投信	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	<為替ヘッジあり> 為替ヘッジあり (フルヘッジ)
							<為替ヘッジなし> 為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
 上記、商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

委託会社の情報

委 託 会 社 名	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1990 年 11 月 15 日
資 本 金	4,000 百万円（2018 年7月末現在）
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	1 兆 7,692 億円（2018 年7月末現在）

- 本書により行う、インベスコ 世界厳選株式オープン<為替ヘッジあり>（年1回決算型）／<為替ヘッジなし>（年1回決算型）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年9月18日に関東財務局長に提出しており、2018年10月4日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社より交付されます。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式を実質的な主要投資対象※とし、投資信託財産の長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。

ファンドの特色

1

主としてマザーファンド※¹ 受益証券への投資を通じて、日本を含む世界各国（エマージング国を除く）の株式の中から、独自のバリュー・アプローチによりグローバル比較で見た割安銘柄を厳選し投資します。

※1 ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ 世界先進国株式 マザーファンド」です。

2

銘柄選択にあたっては、独自の財務分析、経営力、ビジネス評価等ファンダメンタルズ分析と株価の適正水準評価等に基づくボトムアップ・アプローチにより行います。

3

為替変動リスクについて、対応の異なる2つのファンドがあります。

＜為替ヘッジあり＞では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

＜為替ヘッジなし＞では、実質外貨建資産について、原則として、対円での為替ヘッジを行いません。

1. ファンドの目的・特色

4

＜為替ヘッジあり＞はMSCIワールド・インデックス（円ヘッジ指数）※2、＜為替ヘッジなし＞はMSCIワールド・インデックス（円換算指数）※2をベンチマーク※3とします。

※2◇MSCIワールド・インデックス（円ヘッジ指数）とは、MSCIインクが算出する基準日のMSCIワールド・インデックス（円ヘッジ指数）の数値です。MSCIワールド・インデックス（円換算指数）とは、MSCIインクが算出する基準日前営業日のMSCIワールド・インデックス（米ドル指数）の数値を、委託会社が基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）で独自に円換算したものです。

◇MSCIワールド・インデックス（円ヘッジ指数）およびMSCIワールド・インデックス（米ドル指数）は、MSCIインクが算出する株式インデックス（指数）の一つです。MSCIインデックスは、MSCIインクの知的財産であり、MSCIはMSCIインクのサービスマークです。

◇この情報はMSCIインクの営業秘密であり、またその著作権はMSCIインクに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

また、ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCIインクは何ら保証するものではありません。

◇MSCIワールド・インデックスの構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。したがって、ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は事前の予告なく変更されることがあります。

※3 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を得ることを目的としていますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

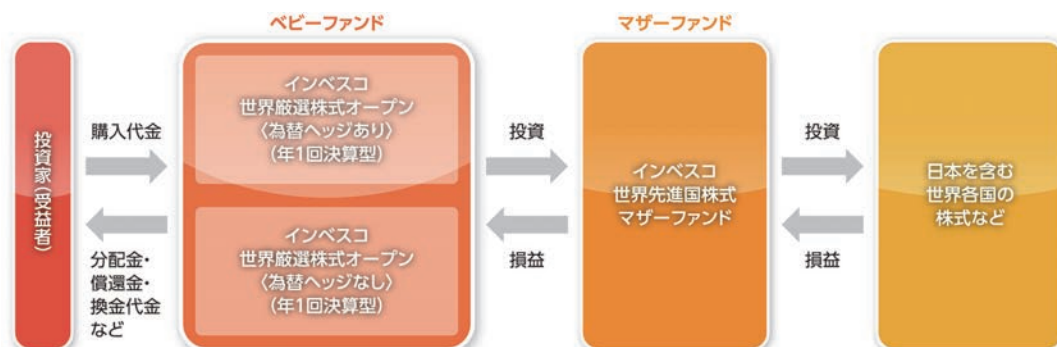
5

インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド（英国、オックスフォードシャー）に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式※で運用を行います。

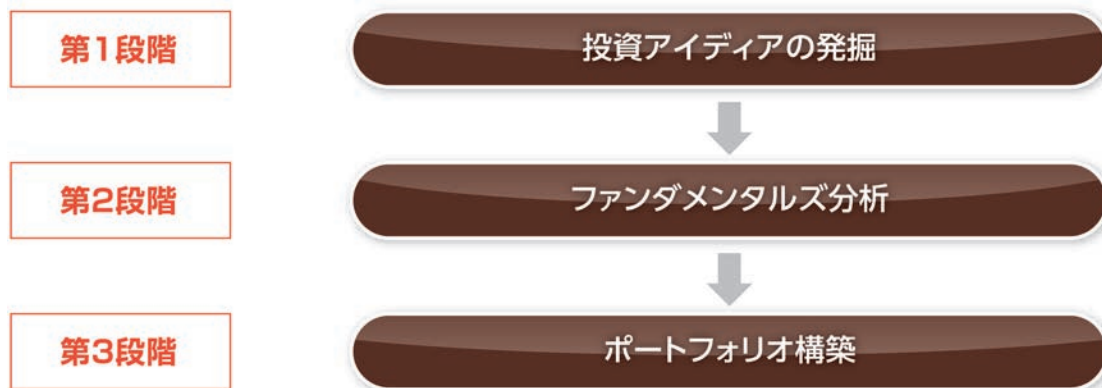
※ ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。



*「インベスコ 世界厳選株式オープン」を構成する各ファンド間でスイッチングが可能です。販売会社によっては、一部のファンドのみの取り扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行えない場合があります。スイッチングによる換金の際も信託財産留保額がかかります。また、換金するファンドに対して税金がかかります。詳しくは、販売会社にご確認下さい。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの運用プロセス



第1段階：投資アイデアの発掘

- 世界各国の株式の中から主に以下のような活動を通じ、投資アイデアを発掘します。
 - ・企業とのミーティング
 - ・インベスコ・グループ内での情報交換
 - ・外部アナリストとの情報交換

第2段階：ファンダメンタルズ分析

- 財務力：キャッシュフロー（特にフリー・キャッシュフロー）を生み出す能力に注目
- 経営力：経営者は、株主に付加価値を与えうる経営方針を採用しているか評価
- ビジネス評価：業界環境や企業の競争力などを評価
- バリュエーション：各種の株価評価指標に基づいて割安度を測定

第3段階：ポートフォリオ構築

- ファンダメンタルズ分析を基にボトムアップ・アプローチによりポートフォリオを構築
- 組入銘柄の選択に当たっては、現在の組入銘柄の評価、新規リサーチ・アイデアを基に決定

* ファンドの運用プロセス等は、ファンドの設定日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

1. ファンドの目的・特色

主な投資制限

株 式 へ の 実 質 投 資 割 合 ※ 1	制限を設けません。 ※1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。
同一銘柄の株式への実質投資割合	投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
投資信託証券※2への実質投資割合	投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ※2 マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(ETF)を除きます。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。

分配方針

- 年1回の12月23日(同日が休業日の場合は翌営業日)の決算日に分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

2. 投資リスク

- ファンドは、国内外の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因

株価の変動リスク（価格変動リスク・信用リスク）	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。 ＜為替ヘッジあり＞ 組入外貨建資産について為替ヘッジ（原則としてフルヘッジ）を行い、為替変動リスクを低減することに努めますが、為替ヘッジを行うことによって、為替変動の影響が完全に排除できるとは限りません。また、円金利が為替ヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。 ＜為替ヘッジなし＞ 組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接受けます。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

その他の留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- 分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券等を売却できないことがあります。
- コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。
- マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

2. 投資リスク

リスクの管理体制

- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。
- プロダクト・マネジメント本部は、ファンドのパフォーマンス状況などを運用リスク管理委員会に報告し、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。また、コンプライアンス部は、ファンドのガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。

* 上記リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。
この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

2. 投資リスク

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜為替ヘッジあり＞

該当事項はありません。

＜為替ヘッジあり＞



＜為替ヘッジなし＞

該当事項はありません。

＜為替ヘッジなし＞



ファンド : 該当事項はありません。
代表的な資産クラス : 2013年8月～2018年7月

- * 上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。
- * 代表的な資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数は以下の通りです。海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

日本株	TOPIX（東証株価指数）（配当込み） TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース） MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCI コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべて MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべて MSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社が MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI 国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース） FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース） JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社が JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM/ロイター値）を乗じて算出しています。 指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は JPMorgan Chase & Co. 及び関係会社（「JP モルガン」）に帰属しております。JP モルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JP モルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

3. 運用実績

ファンドは、2018 年 10 月 5 日より運用を開始する予定です。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

＜為替ヘッジあり＞



＜為替ヘッジなし＞



* ＜為替ヘッジあり＞のベンチマークは、MSCIワールド・インデックス（円ヘッジ指数）、
＜為替ヘッジなし＞のベンチマークは、MSCIワールド・インデックス（円換算指数）です。

* 上記はベンチマークの年間収益率です。

* 2018 年は 7 月末までのベンチマークの騰落率を表示しています。

・ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
・ファンド設定後の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

4. 手続・手数料等

お申し込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間:2018 年 10 月 4 日 継続申込期間:2018 年 10 月 5 日から 2019 年 9 月 18 日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の2コースがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額 (2018 年 10 月 4 日の当初申込期間中は1口当たり1円)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取り消し	取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限(設定日:2018 年 10 月 5 日)
繰上償還	信託設定日より1年を経過した日以降において、信託契約の一部解約により、＜為替ヘッジあり＞および＜為替ヘッジなし＞の受益権の総口数の合計が40億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。
決算日	毎年 12 月 23 日(ただし、同日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。 * 「自動けいぞく投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	＜為替ヘッジあり＞および＜為替ヘッジなし＞の合計で 5,000 億円
公 告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除は適用されません。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める 3.24%(税抜 3.00%) 以内 の率を乗じて得た額 * 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.30% の率を乗じて得た額

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	投資信託財産の純資産総額に 年率 1.8684%(税抜 1.73%) を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。 信託報酬の配分は、以下の通り(税抜)とします。			
	配分先	委託会社	販売会社	受託会社
	役務の内容	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
	純資産総額	配分(年率)	配分(年率)	配分(年率)
	500億円以下の部分	0.83%	0.80%	0.10%
	500億円超1,000億円以下の部分	0.78%	0.85%	0.10%
その他の費用・手数料	1,000億円超の部分	0.73%	0.90%	0.10%
	* 委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬が含まれています。			
	* 組入価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用などは、実費を投資信託財産中から支払うものとします。これらの費用の中には運用状況などによって変動するものもあるため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。 * 監査費用、目論見書・運用報告書の印刷費用などは、投資信託財産の純資産総額に対して 年率 0.108%(税抜 0.10%) を上限 として、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとします。			

* 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税: 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税: 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

* 上記税率は2018年7月末現在の情報をもとに記載しています。

* 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。